

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和3年9月2日提出

日立市長 小川春樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 3 年 8 月 2 3 日

日立市長 小 川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和3年7月2日午後1時50分頃、日立市□□町□丁目□□番地先日立市東平霊園内道路上において、霊園内の樹木の枝が折れ、日立市□□町□丁目□番□□号有限会社□□□□□□□□の使用する自動車に物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金 8 0 2 , 7 4 1 円